



## 様式 B - 2

### 不利益処分の処分基準

処分名	行政財産（教育財産に限る）の目的外使用の許可の取り消し	
根拠法令及び条項	地方自治法第 238 条の 4 第 9 項	
所管部課（室）係名	教育委員会事務局 学校施設管理課	
処 分 基 準	関係条項	行政財産の目的外使用に係る基準 学校施設の目的外使用における倉庫等設置要綱第 6 条
	基準	<p>【地方自治法】</p> <p>第 238 条の 4</p> <p>第 1 項から第 8 項 省略</p> <p>9 第 7 項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。</p> <p>【行政財産の使用許可に係る基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市において、公用又は公共用に供するため必要が生じたとき</li> <li>・許可の条件に違反する行為があると認められるとき</li> <li>・不正の手段により使用の許可を受けたとき</li> <li>・使用者が暴力団構成員又は暴力団構成員と密接な関係にある者と認められたとき</li> </ul> <p>【学校施設の目的外使用における倉庫等設置要綱】</p> <p>第 6 条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を停止し、又は使用を制限することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 法令、この要綱又は使用許可の条件に違反したとき</li> <li>(2) 教育委員会又は学校長の指示に従わないとき</li> <li>(3) 教育委員会又は当該学校において緊急に施設を使用する必要が生じたとき</li> </ol>
	参考事項	
備考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処分名	市立学校講堂設備の使用承認の停止又は取り消し
根拠法令及び条項	市立学校講堂設備の使用に関する条例第 8 条第 1 項
所管部課（室）係名	教育委員会事務局 学校施設管理課
処分 基準	関係条項
	<p>【市立学校講堂設備の使用に関する条例】</p> <p>第 8 条 使用者が、この条例又はこの条例に基く規定に違反したとき、その他教育委員会において必要と認めるときは、使用を停止し、或は取り消すことができる。</p> <p>第 2 項 省略</p>
	参考事項
備考	

## 様式 B - 2

### 不利益処分の処分基準

処分名	情報システムの登録の廃止	
根拠法令及び条項	豊中市屋外運動場照明施設情報システム規則第9条第3項	
所管部課（室）係名	教育委員会事務局 学校施設管理課	
処 分 基 準	関係条項	
	基準	<p>【豊中市屋外運動場照明施設情報システム規則】</p> <p>第9条 第1項及び第2項 省略</p> <p>3 委員会は、登録者が次の各号にいずれかに該当するときは、当該登録を廃止することができる。</p> <p>(1) 登録資格を欠いたとき。</p> <p>(2) 虚偽の申込み、利用者登録カードを不正に使用したとき。</p> <p>(3) この規則又はこれに基づく委員会の定めに違反したとき。</p> <p>(4) 情報システムの利用がない状態が1年以上続いたとき。</p>
	参考事項	
備考		